

| No. | ①質問番号     | ②意見・質問事項                                                                                      | ③対応等                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | (1)公園等    | 「都市公園法の改正」の意味が分からない。もしPark-PFIのことを指すのであれば、それを明記した方が良い。                                        | 「都市公園法の改正」は単にPark-PFIのみを指すのではなく、従来のPFI事業の許可延伸、公園内の専用物件の拡大など複数のメニューがあるため、「都市公園法および他の自治体事例」を踏まえた「民間の知恵や活力を利用した収益向上の考え方を図るべき」として答申書に反映することとしたい。                                                                                                                               |
| 2   | (1)公園等    | 「大胆に廃止」→「地元への譲渡を含め積極的に」に変更すべき。                                                                | 総合管理計画中に「廃止を検討する際は、これらの公園施設管理を地元へ依頼できるか協議の上判断をします」と記載されているため、これを踏まえたうえで「大胆に廃止する」という理解としたい。                                                                                                                                                                                 |
| 3   | (1)公園等    | 「収益向上の考え方」→「民間の知恵や活力を利用した収益向上の考え方」に変更すべき。                                                     | ご意見のとおり修正案に反映する。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 4   | (1)公園等    | 「その他の公園については、観光資源として一層利活用する施設と地元譲渡を含めて削減する施設とを、メリハリをつけて大胆に選別するよう努められたい」の文言を追加。                | 公園の利活用については観光資源としての考え方のみに限定するものではない。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 5   | (2)住宅等    | 人口減少が続いていることや老朽化した施設が多いことから全体的には施設の適正化を図っていくが、「将来人口の推移、地域福祉計画等も踏まえた将来のまちづくり」を念頭に統廃合を進めるべきである。 | 「人口減少が～適正化を図っていくが」については住宅施設のみでなく、施設全体における共通認識である。後段については、将来ビジョン等の中に別フレームで描くべき内容であるとする。                                                                                                                                                                                     |
| 6   | (2)住宅等    | 「維持・強化～積極的に統廃合」→「維持・強化をしつつ、統廃合」                                                               | 「統廃合」は「維持・強化」のための手段ととらえ、現行どおりとしたい。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7   | (3)民生関連施設 | 計画は施設の維持や改廃等の方向性を示すものであり、指定管理者制度などの民営化の方向を出すものではないため、文中から「民営化」を削除すべきではないか。                    | 民営化については、現在までの民営化施設（トキっ子保育園など）と同様、施設を譲渡し、民間によって運営をしていくことを指し、譲渡の一種と定義づけられるものと考えている。民営化方針については理事者の意向でもあることから、保育園施設全体として掲げる方針として現行どおりとさせていただきたい。<br>また、指定管理者制度についても、第4回の委員会において指定管理者の評価についての議論はしないということを確認したが、制度の導入については、個別施設計画（案）P.17「維持管理の効率化」の中で触れているとおり、施設の方向性の一つとして記載する。 |
| 8   | (3)民生関連施設 | 「国の施策を活用し、民間の保育園、障害福祉施設を含めた支援策を講じることによって民営化を一層進める」旨の文言を追加するべきである。                             | 現行（案）においても「期待する」という段階であり、過度に具体的な方向性は記載しないこととしたい。                                                                                                                                                                                                                           |
| 9   | (5)診療施設   | 「圧倒的な医療資源不足で施設のフル活用に至っておらず、この課題の克服が最優先である」との文面を追加すべき。                                         | 客観性に乏しく、施設というよりも医療施策への言及であることから、現行どおりとしたい。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 10  | (5)診療施設   | 「在宅看護」「在宅介護」に対応した医療機器の高度化、システム化について記載すべき。                                                     | 施設ではなく医療施策への言及であることから、現行どおりとしたい。                                                                                                                                                                                                                                           |

|    |            |                                                                                                                              |                                                                                                                          |
|----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | (5)診療施設    | 「施設および医療機器の老朽化」とあるが、計画は施設を対象とするものであるもので、設備のことまで言及するのは適当でないのではないか。                                                            | 公共施設等適正化推進事業債は設備についても活用ができることを踏まえ、また、特に診療施設や環境衛生施設については、設備が伴って初めて施設機能が生じるものであるため、設備の老朽化への言及は了と考えたい。                      |
| 12 | (6)産業関連施設  | 「譲渡すべき施設と保有すべき施設」→「佐渡市の特徴的な産業として市が保有すべき施設と本来民間でのサービス提供が可能な施設」                                                                | 「佐渡市の特徴的な産業として市が保有すべき施設」は非常に曖昧な表現として捉えられかねないため、現行どおりとしたい。「本来民間でのサービス提供が可能な施設」の表現はより具体的であるため、ご意見のとおり記載する。                 |
| 13 | (6)産業関連施設  | 「譲渡すべき施設と保有すべき施設について明確に示した上で」とあるが、このことは全ての公共施設に当てはまり個別計画の趣旨でもあるので、意見としては不要でないか。                                              | 産業関連施設については「行政が保有する必要性が他の施設に比べて低い」とされているが、その表現の曖昧さについて言及するものである。                                                         |
| 14 | (7)会館等     | 「地元譲渡にあたって、譲渡後の負担増等の不安から進んでいない」との文面を追加すべき。                                                                                   | 客観性に乏しく、「譲渡後の負担増の不安」が主な原因とは言い切れない。                                                                                       |
| 15 | (7)会館等     | 譲渡の方法の方針について、「地元が受けやすいような」方針を示すべきである。                                                                                        | 「地元が受けやすいような」の表現は、行政に過度の負担を求められる可能性が想定される。地元の負担に配慮するよう努めることは重要であるが、既に譲渡した自治会等との格差にも留意する必要がある、ある程度地元へ責任を持って管理していただく必要がある。 |
| 16 | (12)その他の施設 | 「民間譲渡或いは全面委託」とあるが、計画は施設の維持や改廃等の方向性を示すもので、指定管理者制度などの民営化の方向性を示すものではないので、「民間譲渡」だけで良いのではないか。（(3)と同様な考え）                          | No.7と同回答                                                                                                                 |
| 17 | (13) その他   | 情報通信ケーブルについて、更新費用の不足について課題としているが、この有線を利用した情報伝達システムの功罪を検証したうえで、具体的課題を示すべきである。その上で費用対効果から、将来的展望も踏まえ、どのような情報通信システムを構築するかを示されたい。 | 委員会においては建築物系施設（施設類型1～12）について議論したため、今回の答申内容からは除外することとする。ただし、ご指摘いただいたご意見については、施設所管課へ理解いただくこととする。                           |
| 18 | (13) その他   | いきなり情報通信ケーブルの話が出てくるのは何故か。                                                                                                    |                                                                                                                          |
| 19 | (13) その他   | 根本的な問題として、「佐渡テレビ」と「CNS」とが分離していることの違和感はどうするのか。                                                                                |                                                                                                                          |
| 20 | 2 その他付記事項  | 専門部署の設置は不要だと考える。                                                                                                             | 第4回の委員会では意見として挙がっていないが、第3回の委員会において計画の進捗管理については専属職員の配置等についての意見があり、事務局としても「組織体制については総務課の組織ヒアリングにおいて訴えていく」旨回答している。          |

|    |   |         |                                                                                                          |                                                                                                            |
|----|---|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21 | 2 | その他付記事項 | 「個別施設計画に関する基本的な考え方については、総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針と同一ではなく、最終的には財産分類（細）ごとくらいに細分化した考え方を示されたい。」との記載が必要と考える。 | 計画書本体に記載することとする。                                                                                           |
| 22 | 2 | その他付記事項 | 早急に→市民に十分説明したうえで早急に                                                                                      | 今回策定される計画については、今後の市民との対話の材料（基礎）となるものと位置付けており、機械的な1次評価および施設所管課における考え方をまとめた内容にすぎない。市民との意見交換および説明については策定後となる。 |
| 23 | 2 | その他付記事項 | 30%削減→70%維持                                                                                              | 個別施設計画においては、この表現は「70%維持」とする。                                                                               |